

○群馬県警察山岳特殊隊の編成及び運営に関する訓令

平成7年12月18日

本部訓令甲第12号

〔沿革〕

平成9年3月本部訓令甲第3号、16年3月第8号、19年3月第2号、21年3月第8号、9月第17号、22年3月第1号、24年3月第3号改正

（概要）

この規定は、山岳特殊隊の編成、運用等について定めたものである。